

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十八号

昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭検査條例に
基いて鳥取縣木炭検査規則を次のように定める。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木炭検査規則

(通 則)

第一條 本縣の木炭の検査(以下検査という。)につい
ては、昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭檢
査條例(以下條例という。)によるの外、この規則の
定めるところによる。

(検査を行う者に関する制限等)

第二條 検査は、木炭検査吏員(以下検査吏員という。)

が行う。

2 地方事務所長は、検査吏員の駐在所及びその検査区域
を定むこれを公表する。

3 知事は、検査の手続に関する事項を別に定める。

(検査吏員の身分証明書)

第三條 検査吏員が検査の実務を行う場合には、別に定
めるその身分を示す証明書を携帯し、且つ、関係者の
要求に応じてこれを示さなければならない。

(検査申請方法)

第四條 條例第三條の規定による検査を申請しようとする
者は、木炭の銘柄別数量及び包装別数量、受檢希望
年月日並びに受檢希望場所を記載した申請書を木炭生
産地の所轄検査吏員を経由知事に提出しなければならない。但し、特別の事由があるときは、検査吏員の承
認を経て、口頭で検査の申請をすることができる。

本報八六キヤ(國定)第A五

昭和二十五年六月九日 金 曜 日
第 二 千 百 十 五 号

(検査実施の順序及び時間)

第五條 検査は、申請の受付順により、日出から日没までの間に、これを行う。但し、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(検査実施の場所)

第六條 検査は、検査吏員の所轄検査区域内における検査申請者の居室、倉庫又はこれに準ずる場所において行う。

2 條例第三條第一項第二号により許可を受けた者で、前項の検査区域外において検査を受けようとする者は、第四條の申請書に許可書を添え、検査を受けることを許可せられた場所を所轄する検査吏員に提出しなければならない。

(検査の立会)

第七條 検査申請者又はその代理人は、検査に立ち会い、検査吏員の指示に従わなければならない。

(証票等の添付方法)

第八條 検査を受けようとする者は、受検前予め木炭を

銘柄別に検査に便なるよう配列しておかなければならない。

2 前項の配列をする場合は、所定の事項を標示することにより條例第二條の規格証票となる紙片(以下荷票とす。)に所定の事項を記入し、これを木炭の包装に緊結しなければならない。

3 前項の荷票を販売する者及び販売を止めた者は、その旨を所轄地方事務所を経由知事に届け出なければならない。この場合、知事は、その者の販売所及び氏名を公表する。

4 検査を行つたとき、検査吏員は、荷票の針金を折返し証箋をはりつけしめこれに認印を押し、荷票には、銘柄、品等、検査吏員を明示した記号及び年月日を表示した証印を押すものとする。

(検査中止等)

第九條 検査吏員は、次の各号の一に該当するときは、第八條の者に、その理由を明示し、検査を中止し又は行わないことがある。

一 條例第七條に規定する検査手数料を納付しないとき。但し、條例第五條第二項の規定による再検査の場合、この限りでない。

二 第八條第一項に規定する事項をなさず、若しくは、それが不相当と認めるとき

三 木炭が著しく濕氣を帯びてるとき

四 木炭にきよう雑物を混入したとき

第十條 検査に要する費用及び検査中木炭について生じた損失は、検査吏員の故意又は過失による場合を除き、検査を受ける者の負担とする。

第十一條 検査を受ける者は、帳簿を備え受検年月日、受検木炭の銘柄別数量並びに検査手数料等を記載しなければならぬ。

第十二條 検査吏員は、検査を行う上において必要であると認める場合は、木炭の所在する場所を調査し、積替、解装、保管及び保管に必要な措置の実行又は運搬の停止を命じ、若しく必要と認める書類その他の物件の提示を求めることができる。

(点検)

第十三條 検査を受けることを要しない木炭を生産市町村の区域外に搬出しようとする者は、その銘柄別数量等を口頭で所轄検査吏員に申込み、点検を受けなければならない。この場合には、第八條第一項の規定を適用する。

2 点検を行つたとき、検査吏員は、予め包装に緊結した荷票に準ずる紙片にその記号を附するものとする。

(荷票、証印、記号)

第十四條 知事は、第八條第二項の荷票、第四項の証印及び第十三條第二項の記号を別に定める。

(許可申請)

第十五條 條例第三條第一項第二号又は同第三号の許可を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、所轄地方事務所を経由しなければならない。

(様式)

第十六條 第四條、第十五條の申請書及び第八條第三項の届書の様式は、附表による。

附則

(施行期日等)

第十七條 この規則は、條例施行の日から施行する。

第十八條 昭和二十三年鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林産物等検査規則は、廃止する。

(経過規程)

第十九條 この規則施行の際、現に前條の規則に基づいて検査を受けた木炭は、この規則を適用しない。

附 表

1 規則第四條の申請書

木炭検査申請書

計	炭種	呼称	一包の形量	数量	手数料	生産地	受検場所	受検期	大希望	月日	要

右検査を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏 名

知 事 宛

2 條例第三條第一項第二号の申請書

木炭受検地変更許可申請書

計	炭種	呼称	一包の形量	数量	手数料	生産地	受検場所	受検期	大希望	月日	要

右許可を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏 名

知 事 宛

3 條例第三條第一項第二号及び第三号の申請書

木炭移動許可申請書

計	炭種	呼称	一包の形量	数量	移動	先	出荷地	移動	事由

右の通り木炭を移動したいから御許可下さるよう申請いたします。

年 月 日

住所

氏 名

知 事 宛

4 第八條第三項の届書

荷票販売届書

一、販売(販売廃止)者の住所及び氏名

二、販売所の位置

三、一ヶ年間の販売予定数量
四、販売廃止の場合にあつては、その理由
右御届けいたします。

年 月 日

住所

氏 名

知 事 宛

訓 令

鳥取縣訓令第七号

地方事務 所長

昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭検査條例及び昭和二十五年鳥取縣規則第三十八号鳥取縣木炭検査規則に基づいて鳥取縣木炭検査施行手続を次のように定める。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木炭検査施行手続

第一條 昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭検査

査條例(以下條例という。)及び昭和二十五年鳥取縣規則第三十八号鳥取縣木炭検査規則(以下規則という)に定める木炭の検査は、この手続により行うものとする。

2 第二條 検査又は規則第十三條の点検(以下点検という)及び條例第三條第一項第二号及び第三号の許可は、地方事務所長の専決処理とする。

2 地方事務所長は、検査及び点検につき特に必要があると認める場合の外、これを木炭検査吏員(以下検査吏員という。)に代決せしめるものとする。

3 第三條 地方事務所長は、規則第二條の駐在所(以下駐在所という。)検査区域及び駐在所に配置する検査吏員を定め又は変更しようとするときは、予めその内容につき知事に協議し、これを決定したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、駐在所に配置した検査吏員の中から駐在所の責任者を定めなければならない。

3 駐在所には、それを明示する標識を掲げなければならない。

4 第四條 検査吏員は、自己に利害関係のある者の検査又は点検を行うことができない。

2 検査吏員が前項の規定又は特別の事由により検査又は点検を行うことができないときは、その駐在所に別の検査吏員のある場合を除き、直ちにその旨を地方事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。但し、急を要する場合は、最寄の駐在所の検査吏員に検査又は点検を依頼し、その旨を直ちに地方事務所長に届けなければならない。

5 第五條 條例第三條第一項第二号及び第三号の申請書を受理したとき、検査吏員は、その事由を調査し地方事務所長に進達しなければならない。

2 地方事務所長は、検査吏員を通じ受検地変更許可書を交付した場合、その旨を受検地の検査吏員に通知するものとする。

6 第六條 検査吏員は、特別の事由がある場合は、地方事務所長の承認を受け、検査の順序を、更することができ

きる。

7 第七條 検査は、申請書の内容と現品又は荷票に記入された事項とを照査し條例第二條の木炭規格規程によりこれを行わなければならない。

8 第八條 規則第八條第四項の認印は、予めこれを地方事務所長に届け出なければならない。

2 検査吏員は、毎月の規則第四條の申請書を取りまとめ、翌月三日までに地方事務所長に提出しなければならない。

9 第九條 検査吏員が検査又は再検査若しくは点検を行つたとき、その成績を検査簿に記載しなければならない。但し、第四條第二項但書の依頼を受け検査又は点検を行つた検査吏員は、その行つた検査又は点検の成績を受検地に属する検査簿に記載しなければならない。

10 第十條 検査吏員が條例又は規則に違反した者を発見したときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の違反事件の中要と認めるも

のについては、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査吏員は、検査区域内の違反事件であつて処分の決定した場合は、その旨を地方事務所長に報告しなければならない。

4 検査吏員は、つねに検査区域内の関係者を指導し規則違反の防止に努めるものとする。

11 第十一條 検査吏員は、自己の用いる規則第十四條の認印等を他人に貸与し又は使用せしめることができない。前項の認印等を不要とするとき、検査吏員は、これを地方事務所長に返納しなければならない。

12 第十二條 検査吏員は、木炭検査証箋を取り扱うことができな

13 第十三條 検査吏員は、毎月の勤務報告及び検査成績を翌月の三日までに地方事務所長に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、前項の検査成績を取りまとめ、毎月五日までに知事に報告しなければならない。

00601

第十四條 地方事務所長は、事務所に木炭検査成績簿及び検査に必要と認める簿冊を備え、駐在所には、日誌、文書收受簿、木炭検査簿、備品台帳、消耗品受払簿及び地方事務所長の指示する簿冊を備えさせなければならない。

第十五條 この手続において取り扱う書類等の様式は、附表による。

附則

第十六條 この手続は、條例施行の日から施行する。

第十七條 昭和二十三年鳥取縣訓令甲第二十三号鳥取縣林産物検査施行手続は、廃止する。

附表

1 勤務報告

月分勤務報告
林産物検査吏員 駐在所
職 氏 名

日次	勤務地	検査数量	執務要項
一日			
二日			
三日			
四日			

(以下省略)

00602

2 検査簿及検査成績簿

木炭検査簿 年度

検査(点検)月日	銘柄	呼称	一包型 の正味 量	検査 数量	点検 数量	品等別		不合格 数量	合計	受			検査者 氏名	
						合	並			計	市	町村		丁目

(略)

注 意 1 点検の場合は、品等別の記載を要しない。
2 不合格品の場合は、銘柄の記載を要しない。
3 数量は、疋を単位とすること。

(以下省略)

00603

木炭検査成績簿

年 月 分

駐在所

合格 不合格	出					炭					黒					炭					不 合 格	計 總
	備 長	か し	な ら	雑 炭	小 計	く ぬ ぎ	か し	な ら	雑 炭	小 計	栗 炭	松 炭	木 炭	屑 炭	合 計							
上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計	上並計							

(略)

注意 数量は、疋を単位とすること

00604

3 日誌

月 日	曜日勤務	勤 大 字 回	巡 回 發 文 書 件
申告 件	検査 数量	検査 中止	受 文 書 件
			執 務 要 領

4 文書收发簿

受 付 件 名	受 付 月 日	受 付 所 名	延 期 理 由	受 付 主 印
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

編 冊 名	保 管 期	取 扱 事	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
-------------	-------------	-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

5 備品台帳

品 名	年 月 日	受 入 数	返 納 数	現 在 数	摘 要
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

6 消耗品受払簿

品 名	月 日	受 入 数 量	払 出 数 量	現 在 数 量	受 給 者 又 は 送 附 先
--------	-----	------------------	------------------	------------------	--------------------------------------

告 示

◇鳥取縣告示第二百七十八号
 次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定
 により保母資格を有する者であることを証明した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 岩美郡蒲生村 植田 敦 子

◇鳥取縣告示第二百七十九号

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定

により保母資格を有する者であることを証明した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取市永樂町 中川 興子

◇鳥取縣告示第二百八十号

飼料需給調整規則第十條の規定による飼料用大豆かす販
売業者を次のように登録した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

飼料用大豆かす販売業者登録

登録番号

登録年月日

營業所所在地

商号(団体名称)代表者氏名

第一号 昭和二十五年五月一日 西伯郡御來屋町東河原六四番地

鳥取製油株式会社 津田 爲一郎

第二号 同 東伯郡由良町由良宿五一〇

三木太郎 戸田 八太郎

第三号 同 鳥取市東品治町

五洋貿易株式会社鳥取營業所

第四号 同 米子市片原町五六

米沢 數・美

第五号 同 鳥取市東品治町一〇

鳥取縣購買農業協同組合連合會會長 中田 吉雄

第六号 同 同東品治町一九ノ五

中国化成株式會會取締役社長 赤沢 正道

第七号 同 米子市灘町三ノ一四九

谷本有限会社 谷本 幸子

第八号 同 東伯郡倉吉町東仲町

新 縮五郎

第九号 同 同八橋町徳方六三三

同

第十号	同	同倉吉町明治町一〇三三ノ一	東伯郡購買農業協同組合連合會會長 近池 利勝
第十一号	同	鳥取市西町三区一二二八	鳥取縣飼糧株式会社
第十二号	同	氣高郡浜村町西浜七八三ノ二四	氣高郡畜産農業協同組合連合會 稻村 福惠
第十三号	同	東伯郡八橋町八橋四四二	小綿 寅雄
第十四号	同	米子市角盤町三ノ三〇	松本 廣雄
第十五号	同	同車尾二五五	内田製油株式会社取締役社長 内田 克己
第十六号	同	東伯郡倉吉町明治町一〇三七ノ一六	桑田 義臣
第十七号	同	鳥取市吉方町一六六	鳥取化学工業所取締役社長 山中 義晴
第十八号	同	東伯郡上小鴨村上古川三二一	熊谷 久一
第十九号	同	鳥取市北本寺町四	西村 礼治
第二十号	同	米子市桃町二丁目	江畑 幹一
第二十一号	同	八頭郡賀茂村郡家	八頭商業協同組合理事長 山下 純一

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町二五二三の二
町長 中本 覚 藏

◇鳥取縣告示第二百八十一号
市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築
線を指定した。

00607

- 一、指定の場所 東伯郡倉吉町下田中字上五反田二七一の一
- 一、建築線の延長 五八、〇メートル
- 一、建築線間の距離 四、〇メートル
- 一、図 面 (省略)

◇鳥取縣告示第二百八十二号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町研屋町二五二三の二 町長 中本 覺 藏
- 一、指定の場所 東伯郡倉吉町下田中字五反田二七八
- 一、建築線の延長 四一、〇メートル
- 一、建築線間の距離 四、〇メートル
- 一、図 面 (省略)

◇鳥取縣告示第二百八十三号

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母資格を有する者であることを証明した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 西伯郡渡村 門 脇 睦 子
- 同淀江町 富 田 雅 子

◇鳥取縣告示第二百八十四号

建設業法第十三條の規定による変更届出につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00608

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取縣知事登録 昭和二十四年 元 茅野木工所
 (S) 第五号 十月三日 改 茅野組

◇鳥取縣告示第二百八十五号

肥料取締法第二條の規定により次のものに肥料製造営業を免許した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣米子市旗ヶ崎五七八

代表者 前田 益 藏

◇鳥取縣告示第二百八十六号

次のように公有水面埋立の件免許した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の免許を受けた者

主たる営業所の所在地 申請者氏名

米子市角盤町二丁目六九番地 茅野 安 治

鳥取市新鑄物師町四二番地 藤 田 信 二

一、埋立の場所 鳥取市新鑄物師町四十二番地先水路

一、埋立の面積 二十六坪

一、埋立の目的 宅地造成

一、工事の着手及び竣功期間 免許の日より十日以内に着手し着手の日より三十日以内に竣功。

◇鳥取縣告示第二百八十七号

昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭検査條例第二條に基いて、木炭規格規程及び規格証票を次のように指定する。

昭和二十五年六月九日

00609

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、知事の指定する「木炭規格規程」
 昭和二十五年法律第七十五号農林物資規格法第二條
 第二項の日本農林規格をいう。
 一、知事の指定する「規格証票」
 昭和二十五年法律第七十五号農林物資規格法第十七
 條の規格証票をいう。

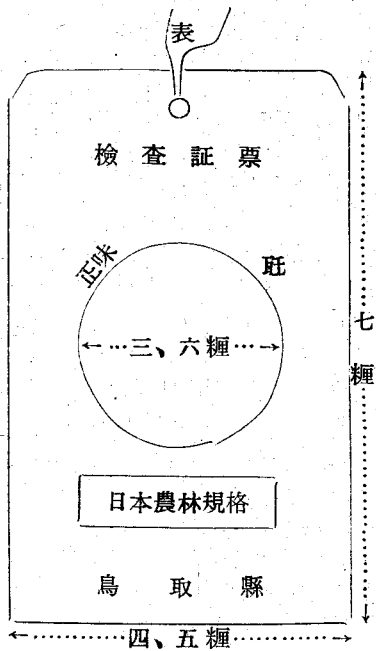
鳥取縣告示第二百八十八号

昭和二十五年鳥取縣規則第三十八号鳥取縣木炭検査規則
 第十四條の荷票、証印及び記号を次のように定め、昭和
 二十三年鳥取縣告示第五百四十五号は廃止する。

昭和二十五年六月九日

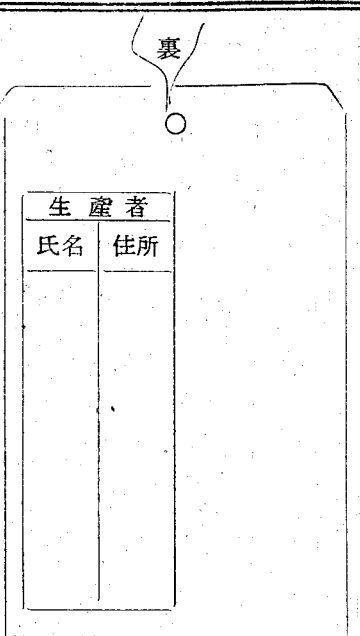
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、荷 票

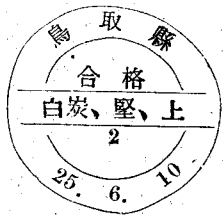


紙質	文字	紙色	銘柄	
			白 炭、黒 炭	栗炭、松炭、木炭粉、鋸屑粉
厚紙	白 色	(円形内は白色)	赤 色	炭粉、鋸屑粉、不合格品
厚紙	白 色	(円形内は白色)	あゝ色	
厚紙	黒 色		白 色	

00610

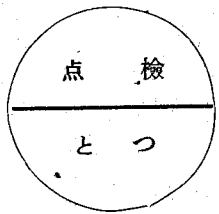


二、証 印



徑 三、六糎
 ゴム製
 肉色 黑色
 半月形内の数字は、検査
 吏員を示す記号

三、記 号



徑 四、五糎
 ゴム製
 肉色 黑色

鳥取縣告示第二百八十九号

健康保険法、船員保険法に基く保険医の指定を次のように
 取消した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名称所在地	取消事由	保険医氏名	取消年月日
外科	市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	管外 德山英太郎	昭和二十五年五月二十二日

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十号

公職選挙法第八十九條第一号により提出のあつた公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書(参議院
地方選出議員選挙に関するもので昭和二十五年五月二十八日迄の分)の要旨は左の通りである。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣選舉管理委員會委員長

上

根

政

幸

公職の候補者の選挙運動に関する收支に関する報告書要旨

一、選挙の種類

昭和二十五年六月四日執行

参議院地方選出議員選挙(鳥取縣選挙区)

二期間

自昭和二十五年四月二十日
至同年五月二十八日

三、報告書の要旨

候補者氏名

出納責任者氏名

寄附及びその他の
収入の総額

支出の
総額

差
引

報告
年月日

徳安実藏 浅尾信男 101,000.00 1,550.00 102,550.00 昭和

中田吉雄 中尾潤一郎 330,000.00 1,320.00 331,320.00 二五、五、三〇

福本和夫 山本達男 260,000.00 200.00 260,200.00 同

四、主要な寄附者及び支出

00612

(一) 寄附者

候補者氏名

寄附の総額

件数

寄附者氏名又は団体名

職業

住所又は主たる
事務所の所在地

1、徳安実藏 1 円

2、中田吉雄 1 円

3、福本和夫 四五、〇〇〇.〇〇 1

一〇、〇〇〇.〇〇 1

日本共産党
東伯地区委員会

なし

東伯郡倉吉町

五、〇〇〇.〇〇 1

津田義隆

政党役員

同

三、〇〇〇.〇〇 2

竹本節

同

鳥取市掛出町

七、〇〇〇.〇〇 1

寺坂友雄

同

岩美郡津ノ井村

一〇、〇〇〇.〇〇 1

米村建

同

米子市西倉吉町

二、〇〇〇.〇〇 1

松岡正也外六名

農業

八頭郡河原町

一六、三〇〇.〇〇 1

山口義行

政党役員

東伯郡上小鴨村

一、〇〇〇.〇〇 1

松山和夫外四五名

同

鳥取市西町

一、〇〇〇.〇〇 1

石尾実

同

同吉方

一、二〇〇.〇〇 2

大前隆

政党書記

同

00611

五、〇〇〇、〇〇	家森亙外二〇名	同	東伯郡榮村
一〇、〇〇〇、〇〇	米原 昶	代議士	東京都太田区
一、五〇〇、〇〇	田江裕外六名	政党役員	鳥取市西町
一、〇〇〇、〇〇	西上忠幸	同	同行徳
二、〇〇〇、〇〇	後藤宗外六名	農業	西伯郡縣村
一、二〇〇、〇〇	遠藤愛治	政党役員	日野郡根雨町
一、五〇〇、〇〇	木島庄平外四名	工員	八頭郡若櫻町
二、〇〇〇、〇〇	前川政子	会社員	鳥取市西町
四、〇〇〇、〇〇	西川 肇	商業	同吉方
一、〇〇〇、〇〇	安田又男	農業	東伯郡南谷村
一〇、二〇〇、〇〇	田江弘外三〇名	同	同下北條村
一、〇〇〇、〇〇	森下良夫	政党役員	米子市中町
一、〇〇〇、〇〇	石尾実外三名	同	鳥取市吉方
二、〇〇〇、〇〇	土居武一	商業	米子市内町
五〇〇、〇〇	伊藤昭二外一名	政党役員	八頭郡若櫻町
一、〇〇〇、〇〇	松岡恒治	商業	鳥取市卯垣
三、〇〇〇、〇〇	河毛市治	会社々長	氣高郡湖山村
一、〇〇〇、〇〇	北川信孝	商業	鳥取市瓦町

(二) 支 出

候補者氏名

1、徳安実藏

支出の総額

件数

支出の目的

五八、七〇八、〇〇

三七

人件費

一一〇、〇〇

一

家屋費

六一〇、〇〇

二

通信費

五、四四〇、〇〇

一

印刷費

七、九八〇、〇〇

九

廣告費

一、〇一〇、〇〇

一〇

文具費

七五〇、〇〇

一

休泊費

一、六三五、〇〇

一三

雜費

七、〇〇〇、〇〇

二

家屋費

七、八一六、〇〇

五

通信費

三、八〇〇、〇〇

二

印刷費

2、中田吉雄

00615

3、福本和夫

一二、二五一、〇〇	一四	廣告費
九、〇一四、〇〇	三八	文具費
四二〇、〇〇	三	交通費
二、五九〇、〇〇	五	休泊費
五、七九六、〇〇	三二	雜費
六四、四〇〇、〇〇	七七	人件費
一、五〇〇、〇〇	二	家屋費
一、九〇一、〇〇	六	通信費
三一〇、〇〇	二	交通費
一一、〇〇〇、〇〇	二	印刷費
三三〇、〇〇	一	廣告費
三六〇、五〇	九	文具費
一、三五五、〇〇	五	食糧費
一八、八〇〇、〇〇	三〇	休泊費
九、〇二五、〇〇	三七	雜費

00616

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十二号

昭和二十五年六月四日執行の參議院地方選出選挙につき鳥取縣選挙区において左の者が当選したので昭和二十五年六月八日当選証書を附与した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣選挙管理委員會委員長 上 根 政 幸

住所 鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻二六六番地ノ二

氏名 中 田 吉 雄

公安委員會告示

◇鳥取縣公安委員會告示第三号

鳥取縣道路交通取締規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣公安委員會

第十七條中

「各号の一に該当するものには運轉免許を与えない」とあるを

「第一号乃至第八号の一に該当するものには運轉免許を与えない。但し第七号、第八号に該当する場合は情狀により、これを与えることができる」に改め、同條第一号、第六号、第七号を次のように改め第八号を追加する。

- 「一 免許申請若しくは受験に際し不正を行つたもの」
- 「六 性能又は身体に著しい欠陥があつて自動車を運轉するに適しないと認めるもの」
- 「七 免許を受けずに自動車を運轉し發覺した日から六ヶ月を経過しないもの」
- 「八 屢々交通法規に違反したもの」

附 則

この規則は昭和二十五年六月九日から施行する。

彙 報

鳥取食糧事務所出張所新設について

昭和二十五年五月三十一日付をもつて、鳥取食糧事務所

根雨支所に出張所を次の通り増設した旨農林省鳥取食糧事務所長より通知があつた。

記

出張所名 鳥取食糧事務所根雨支所根雨出張所
 所在地 鳥取縣日野郡根雨町字根雨四〇九
 管轄区域 根雨町、日野村、黒坂町

昭和二十五年六月九日印刷
昭和二十五年六月九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發 印

鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所 縣